

会議録(2025年度 第4回愛知県事業評価監視委員会)

【日時】2025年10月2日(木) 午後1時30分～午後5時00分

【場所】愛知県本庁舎6階 正庁

【出席者】

(委員)	北野委員長、秋田委員、岡田委員、木全委員、 鈴木委員、西村委員、本橋委員
(県建設局)	技監、建設企画課担当課長、道路建設課担当課長
(県都市・交通局)	都市整備課担当課長、港湾課担当課長
(県農林基盤局)	農林総務課農林技術管理室長

【内容】

1 開会

2 議事

- (1)第3回委員会 会議録の確認について
- (2)第3回委員会 修正評価調書の確認について
- (3)第5回委員会審議対象事業の抽出
- (4)対象事業の審議について

【再評価】

- ・道路事業 一般国道155号(村中拡幅)(小牧市)
- ・道路事業 一般県道宮上知立線(豊田市、刈谷市)
- ・街路事業 都市計画道路名古屋津島線(津島工区)(津島市)
- ・街路事業 都市計画道路美合線(岡崎市)
- ・街路事業 都市計画道路福岡線(岡崎市)
- ・港湾事業 三河港御津地区(豊川市)

【事後評価】

- ・港湾事業 衣浦港高浜地区(高浜市)

3 閉会

(1)第3回委員会 会議録の確認について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(2)第3回委員会 修正評価調書の確認について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(3)第5回委員会審議対象事業の抽出

県	事務局から説明
抽出委員	<p>事前評価に関しては、「事前評価事業は再評価事業及び事後評価事業に優先して抽出する」としているため、1番の街路事業「都市計画道路 姫街道線(豊川町工区)」と、2番の公営住宅等整備事業「萩山台住宅4丁目」を抽出した。</p> <p>再評価に関しては、再評価審議除外基準に該当するような、変更が軽微であり、事業進捗が想定どおりで、過去審議済みである事業はなかったため、考慮事項にそって抽出する。</p> <p>抽出にあたっては、進捗状況と事業内容の考慮として、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の進捗状況、事業の見込みの判定結果」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。</p> <p>なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」については該当がなかった。</p> <p>道路事業の5事業について、進捗状況と事業内容の考慮と過去の審議状況の観点からは、事業費が大幅に増加し、過去に委員会にて審議がされていない1番の「一般県道 春日小牧線」と2番の「一般県道 小牧岩倉一宮線」を抽出した。なお、本2路線は、工区が隣接し事業内容が類似するため、一括審議として抽出した。加えて、進捗率が低い3番の「一般国道 301号 益富拡幅」、事業費が大幅に増加し、B/Cが低下しており値が1.0に近い「一般国道 247号 西知多道路 太田 IC」を抽出した。</p> <p>街路事業の1事業について、進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業の進捗率が低い6番の「都市高速鉄道 名古屋鉄道名古屋本線等」を抽出した。</p> <p>事後評価の抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目した。</p>

	<p>道路事業4事業の中から、過去に委員会にて審議されていない2番の「主要地方道 西尾幸田線（寺津菱池工区）」を抽出した。</p> <p>各事業、再評価及び事後評価のバランスも確認しており、以上を総括し、事前評価については、1番・2番の2事業を、再評価については、1番・2番・3番・5番・6番の5事業を、なお、1番と2番は一括審議として、事後評価から2番の1事業を審議対象とすることを提案する。</p>
	[結論]抽出委員の抽出案を了承する。

(4)対象事業の審議について

対象事業の審議-再評価① 道路事業 一般国道155号(村中拡幅)

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	残っている用地は点在しているのか。 2030年度までに用地買収と工事を完了できるのか。
県	既に用地買収済みの箇所の工事は完了しており、残りは自才前工区のみである。積極的に交渉を継続し、2030年度の完了を目指す。
委員	混雑度とはなにか。
県	道路の混み具合を示す指標で、(実際の交通量)/(交通容量)で算出するため、1.0を超えていると混雑していると判断する。
委員	用地費に変更がないが正しいか。
県	はい。
委員	評価調書(案)に誤字や、間違っただ言い回しがあるため修正すること。
県	修正する。
	[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

対象事業の審議-再評価② 道路事業 一般県道宮上知立線

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	南側区間が暫定2車なのはなぜか。
県	北側は接続する豊田市の整備区間と合わせて4車線で整備しており、豊田市街地から伊勢湾岸自動車道まで4車線につながるようになる。南側は接続することを優先し、暫定2車とした。
委員	事業費に変更がないのはなぜか。変更していない理由があれば調書に記載した方がよい。
県	工事を行っていないため、増額が不明確であるため据え置きとした。その旨調書

	へ追記する。
委員	事業費に変更がないがB/Cに変化があるのはなぜか。また、走行時間短縮便益が高くなったのはなぜか。
県	B/C算出の際は事業費の現在価値化をするため、評価基準年の更新により現在価値化した事業費が増加した。走行時間短縮便益の増加については、刈谷SICができたことによる周辺ネットワークの変化等が考えられる。
委員	用地が約半分残っているが、2031年で完了するのか。
県	現在のところ完了する予定である。
委員	事業の必要性の変化について、過去の再評価時の自動車保有”台数”と自動車保有”率”、どちらの記載が正しいか。表現を統一すること。また、単位を記載すること。
県	修正する。
委員	「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」について、前回から変更点があればその旨記載すること。
県	記載する。
委員	「①事業の必要性の変化」の「陸・海・空一体の国際競争力の強化」について、「空」の部分が状況からは読み取れない。
県	あいち社会資本整備方針 2025 の11の取組方針の項目名を記載している。事業目標と合わせて項目名がわかるように修正する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価③ 街路事業 都市計画道路名古屋津島線(津島工区)

県	都市整備課から評価調書(案)の説明
委員	用地交渉に時間を要したことにより事業期間の延伸をしているが、これは用地交渉に問題があったためなのか、それとも再評価時(3回目)における計画が適切でなかったということか。
県	事業区域内に大型の補償物件があるため、代替地の検討などに時間を要していることなどにより、事業期間の延伸を行っている。
委員	事業期間が延伸している状況においても、事業費に変更がないのはなぜか。
県	本事業では、全体事業費に占める用地補償費の割合が高く、工事費の割合が低いいため、物価上昇等の影響を考慮しても、現在の事業費内で収まると想定している。

委員	用地補償費に変更はないのか。
県	用地補償費は基準に基づき算定しているため、現時点で大きな変更はない。
委員	事業の必要性の変化について、再評価時(1回目)では自転車ネットワークの形成に資するものである旨が記載されていたが、再評価時(4回目)では記載がない。現在の位置付けはどうなっているのか。また、継続して位置付けがあるのであれば、評価調書に記載した方が良いのではないか。
県	現在も津島市都市計画マスタープラン(2021年12月)に位置付けがあるため、評価調書の「再評価時(4回目)の状況」に記載する。
委員	貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果について、走行経費減少便益が再評価時(3回目)に比べて大きく増加している要因はなにか。
県	主な要因としては、評価調書に記載のとおり、(国)マニュアルの改訂及びH27センサスペースのR22ODの公表に伴う将来交通の変化であると考えている。
委員	費用分析結果は、結果だけでなく算定根拠を参考に確認したい。
県	別途、資料を送付する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価④ 街路事業 都市計画道路美合線

県	都市整備課から評価調書(案)の説明
委員	事業区間を延伸しているが現在の区間までとしたのはなぜか。
県	延伸区間の現道に歩道はないが、その先線は歩道が整備されている。本延伸区間の整備により、歩道の連続性が確保され、隣接する土地区画整理区域内の学生が歩道のある道路を通行できるように延伸区間を設定している。
委員	交通事故減少便益が減少しているが、原単位の修正によるマニュアルの改訂が変動要因という説明でよいか。
県	主な要因としては、評価調書に記載のとおり、(国)マニュアルの改訂及びH27センサスペースのR22ODの公表に伴う将来交通の変化であると考えている。別途、資料を送付する。
委員	交通事故減少便益の減少は、歩行者自転車交通量が変動したことが要因ではないのか。また、いつの時点での歩行者自転車交通量を用いて便益を算定しているのか。
県	歩行者自転車の交通量は年度によって変動はあるものの、一定数の利用はあり、大幅な変動は見込んでいない。

	交通事故減少便益の算定については、歩行者自転車の交通量は用いていない。
委員	再評価時(2回目)は歩行者・自転車交通量の具体的な数値が記載されているが、再評価時(3回目)には記載がないため、具体的な数値があれば記載した方がよいのではないか。
県	確認する。
委員	費用便益分析について、算定根拠を参考に確認したい。
県	別途、資料を送付する。
委員	貨幣価値化困難な効果の評価基準表において、再評価時(2回目)から評価点が変わった理由を記載した方がよいのではないか。
県	評価点が変わった理由を評価調書の「貨幣価値化困難な効果の変化」に記載する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価⑤ 街路事業 都市計画道路福岡線

県	都市整備課から評価調書(案)の説明
委員	電線共同溝の埋設工事の追加によって延伸とあるが、評価調書の「事業の必要性の変化」にはこのことが記載されていない。追記する必要があるのではないか。
県	評価調書の「再評価時(2回目)の状況」に経緯を追記する。
委員	評価調書の「進捗状況」で進捗率が減少している理由は、電線共同溝工事の追加によるものと思われるが、その旨を記載した方がよいのではないか。
県	理由が分かるよう、評価調書に追記する。
委員	土地区画整理事業区域内および今回の事業区間の北側は未整備となっているが、これから整備をするという認識でよいか。
県	土地区画整理事業区域内は整備が完了している状況となっている。今回の事業区間の北側区間については、用地をすべて取得できており、今回の事業区間と並行して事業を進めている状況となっている。
委員	費用便益分析の費用には電線共同溝の費用が含まれているのか。
県	電線共同溝の費用は除いて B/C を算出している。
委員	電線共同溝の費用を除いて B/C を算定している旨を評価調書に記載した方がよいのでは。
県	評価調書の「貨幣価値化可能な効果」に記載する。

委員	費用便益分析の費用に電線共同溝の費用を含まないのであれば、評価調書「進捗状況」の進捗率(事業費ベース)も電線共同溝の費用を含まないような記載とすることは可能か。
県	工夫して評価調書に記載する。
委員	電線共同溝の整備に伴う用地買収はないか。
県	電線共同溝は道路の幅員の中で整備をするため、追加の用地買収はない。
委員	評価調書 P1 の事業内容で幅員のアルファベット表記が誤っている。
県	評価調書を修正する。
委員	評価調書の「事業の必要性の変化」にも電線共同溝の整備について記載をした方がよいのではないか。
県	評価調書の「事業の必要性の変化」に記載する。
委員	岡崎市の自転車ネットワーク計画が策定された年度を評価調書に記載した方がよいのではないか。
県	2020 年度に策定されているため、その旨を評価調書に記載する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

港湾事業の費用対効果(B/C) 算出方法

県	港湾課から港湾事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
[結論]港湾事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-再評価⑥ 港湾事業 三河港御津地区

県	港湾課から評価調書(案)の説明
委員	便益を算出するためにアンケートを実施しているとのことであるが、本事業は事業期間が長く、これまでに複数回再評価が行われている。アンケートはどのタイミングで実施しているのか。
県	事業評価の都度、アンケートを実施している。
委員	事業の必要性について、国道 23 号名豊道路の全線開通により企業誘致が容易になっているなど、必要性が高まっているように思われる。こうした状況も評価に反映しているのか。
県	周辺状況を踏まえた評価となっている。
委員	評価調書の 3 ページ目に事業スケジュールが記載されているが、「緑地(上物)」とあるのは緑地施設の工事を指しているという理解でよいか。そうであるならば、表

	現が分かりづらいため、修正すべきである。
県	評価調書を修正する。
委員	前回の評価時と比較して、便益が若干低下しているように見受けられる。アンケート結果によって多少の変動が生じるものなのか。
県	そのとおりである。アンケート結果により便益に多少の変動は生じるが、前回と比べて大きな変化はないと認識している。
委員	港湾来訪者の交流機会の増加による便益の算出は、緑地面積の影響を受けるという理解でよいか。消費者余剰額はアンケート結果に基づくが、年間利用者数は緑地面積から算出しているという理解でよいか。
県	そのとおりである。年間利用者数は、緑地面積から算出しているため、港湾来訪者の交流機会の増加便益は緑地面積の影響を受ける。
委員	緑地内に高台などの構造物がある場合、それらを緑地面積から控除しないのか。控除の条件は設けているのか。
県	構造物分の控除は行わず、全ての緑地面積を対象としている。
委員	便益は三つの項目で評価されているが、防災や避難の必要性が高まっている中、そういった評価は行っていないのか。
県	評価は行っていない。貨幣価値化可能な項目のみ便益として算出しており、それらを評価対象としている。
委員	貨幣価値化が困難な項目についても、事業効果としてアピールすべきではないか。
県	評価調書に追加する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-事後評価① 港湾事業 衣浦港高浜地区

県	港湾課から評価調書(案)の説明
委員	多目的広場の利用者数について、2020年利用者が多いが、コロナ禍においてもオープンスペースであるため、利用者が多かったという理解でよいか。
県	そのとおりである。周辺にサッカーや野球などのスポーツ利用が可能な場所が少ないこともあり、当緑地において、多くの利用があったと推察される。
委員	スライド資料では、事業予定が遅延した理由について説明があった。一方で、事後評価調書には「前回策定した事業期間に完了した」とのみ記載されている。今回が最終の事後評価であることを踏まえると、完了が遅れた要因についても記載すべ

	きではないか。
県	評価調書を修正する。
委員	多くの方が緑地を利用していることから、調書に具体的な利用者数を記載すべきではないか。
県	評価調書を修正する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

以上